

(平成25年7月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、44年10月は6万円、同年11月から45年9月までは10万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から49年8月1日まで
被保険者名簿とオンライン記録とで、A社（現在は、B社）における昭和44年10月から45年9月までの標準報酬月額が異なって記録されている。

また、昭和45年10月から49年7月までの標準報酬月額については、被保険者名簿とオンライン記録は合致しているが、給与が半減したことなど無かったにもかかわらず、45年9月に比べて半減した記録となっている。

なお、被保険者名簿では、昭和47年及び48年については、年数のゴム印が押されているのみで、標準報酬月額の記入は無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年10月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、5万2,000円となっているが、A社に係る事業所別被保険者名簿には当時の健康保険の標準報酬月額の最高等級額である10万4,000円と記載されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級額である、44年10月は6万円、同年11月から45年9月までは10万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月1日から49年8月1日までの

期間について、B社は、申立人の標準報酬月額及び保険料控除額について、資料は無く不明であると回答している上、C健康保険組合も保存期限経過のため、申立人の標準報酬月額を確認できる資料は無いと回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の述べるように昭和47年及び48年の定時決定においては標準報酬月額の具体的な記載は無いが、それぞれ標準報酬月額に変更が無いことを示すゴム印が押されていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額について不自然な処理が行われた形跡は無く、当該被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と資格取得日が近く、かつ、申立人同様、昭和45年10月に定時決定が行われた25人の同僚の当該期間及び当該期間直後の標準報酬月額について検証したところ、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和45年10月1日から49年8月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
夫は、昭和35年1月9日にC社に入社した後、A社に異動となり、36年1月9日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、複数の同僚の供述により、同社には申立期

間においても 10 人以上の従業員がいたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年8月1日から同年9月30日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から同年9月30日まで
② 昭和50年1月頃から51年7月頃まで
③ 昭和52年1月頃から53年2月頃まで
④ 昭和53年2月21日から同年4月1日まで

申立期間①について、夫のA社における厚生年金保険の記録が無い。

申立期間②及び③について、夫は、B社に昭和50年1月頃に入社して51年7月頃に退職し、52年1月頃に再度同社に入社して53年2月頃に退職したが、同社における厚生年金保険の記録が無い。

申立期間④について、夫のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和53年4月1日になっているが、同社における雇用保険被保険者資格の取得日は、同年2月21日になっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で、生年月日が一部相違する者が、昭和28年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得

し、同年9月30日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、i) 申立人の妻は、申立人はD県出身であると述べており、申立人が申立期間①より後に勤務した事業所から提出された履歴書にも申立人が同県出身であることが記載されているところ、A社の同僚は、申立期間①当時、同県出身の従業員が多数在籍していた旨述べていること、ii) 申立人の妻は、申立人は申立期間①当時、勤務先に近いE県F市に居住していたと述べており、申立人の従前戸籍及び上記履歴書からも申立人が同市に居住していたものと推認されるところ、上記被保険者名簿に記載されている同社の所在地は同市であったことが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和28年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間②について、申立人の妻の供述及びB社における同僚の証言により、申立人の在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人の妻の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、B社は、昭和52年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③のうち、同日より後の期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該

期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④においては適用事業所となっていない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 53 年 4 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、C社は既に適用事業所でなくなっており、同社のグループ会社であるG社に確認したところ、同社は、申立期間④当時の資料が無いことから、申立人の当該期間における在籍期間及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人は、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで
私は、昭和54年4月にA社に入社し、同年12月にグループ会社のB社を退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和54年11月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月30日から同年7月1日まで
私の年金記録によると、A社に勤務していた期間のうち、同社本社から同社C工場へ異動した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間においても保険料を控除されており、退職した事実は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に転勤したとする同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚の異動日及びB社の回答から、昭和55年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和55年5月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人のA社本社における資格喪失日が昭和55年6月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 6 月 30 日まで勤務し、同年 7 月 1 日に同社本店に転勤したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る社会保険被保険者台帳により、申立人が同社に継続して勤務（昭和 54 年 7 月 1 日に同社B支店から同社本店に異動）していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険被保険者台帳は、従業員ごとに作成されており、勤務先の事業所が管理していた。転勤時は、異動元の事業所が資格喪失日を記載して、異動先の事業所に引き継いでいた。」と回答しているところ、申立人に係る社会保険被保険者台帳では、昭和 53 年 10 月に定時決定が行われ、かつ、定時決定が行われたことの確認印も押されており、同社B支店の資格喪失日は翌年の 54 年 7 月 1 日と記録されていることが確認できる上、同台帳に記載されている申立期間以外の転勤に係る資格得喪の年月日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人はA社B支店を昭和 53 年 7 月 1 日に資格喪失と記録されているにもかかわらず

ならず、同年 10 月 1 日に同社 B 支店において標準報酬月額の時決定が行われたことが記録されていること、及び前述の A 社の社会保険被保険者台帳の記録から、事業主が、申立人が同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社が保管している申立人に係る社会保険被保険者台帳の記録及び同社 B 支店における厚生年金保険被保険者原票の記録から、32 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和42年3月から平成19年5月まで、継続してCグループに勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているF共済会の回答及び雇用保険の記録から昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F共済会は不明としているが、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年7月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月25日から46年5月1日まで

私は、昭和44年9月から47年7月までA社B事業所に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所を継承する同社C事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和45年7月25日、資格喪失日は46年5月1日）が確認できる。

さらに、申立人が昭和44年9月6日にA社B事業所において被保険者資格を取得した際に記載された被保険者番号と上記の被保険者記録の被保険者番号は一致している上、同社C事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は上記被保険者記録以外確認できないことから、当該被保険者記録は申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年7月25日

に被保険者資格を取得し、46年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和44年3月から50年8月まで、継続してCグループに勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているE共済会の回答から昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E共済会は不明としているが、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8485

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A社に昭和 37 年 11 月 19 日から 38 年 9 月 30 日まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 38 年 7 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社において、申立人と同様に昭和 38 年 7 月 30 日に資格を喪失している複数の同僚に照会したものの、具体的な証言を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、複数の同僚の供述からA社と関連が深いと推認されるB社に問い合わせたものの、「当時の資料は無いため、申立人と当社の関係は不明。」と回答している上、同社は、申立期間より後の昭和 38 年 12 月 1 日

に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から同年10月まで

私は、昭和26年3月頃、新聞に掲載されたA社の募集広告を見て応募し、採用された。同社が受注したB施設内でC業務をしていたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況等に係る詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の従業員名簿に申立人の氏名は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

また、申立人が一緒に入社したとして記憶している同僚も、上記の従業員名簿に氏名が無い上、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、申立人は、上司3人の姓のみを記憶しているが、当該上司と推認される者は、いずれも所在が不明であることから、照会することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間において整理番号に欠番も無い上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月21日から20年9月21日まで
昭和12年1月23日にA社B事業所に入社し、51年3月末まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B事業所に継続して勤務していたと述べている。

しかし、A社は、「申立人に係る在籍記録及び給与台帳等の資料が無く、申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している上、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、いずれの者からも申立人に係る証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人が作成したメモには、申立期間当時に勤務していた場所及び同僚16人の名前などが記載されているところ、当該16人の同僚のうち、6人はA社B事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、A社B事業所において昭和17年7月21日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同

社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は同社における被保険者資格を昭和20年9月21日に取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立期間と近接した時期に厚生年金保険の被保険者期間が欠落している者が複数見受けられる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8488

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで
私の年金記録によると、A社（現在は、B社）C支社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当時の同僚から、同社に勤務していた時に加入していた厚生年金保険の分の年金を受給していることを聞いたので、私の記録も調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月 4 日から 62 年 7 月 31 日までの期間においてA社C支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人はアルバイトとして勤務していたとしているところ、当時の人事及び給与担当者は、厚生年金保険の加入に関して、雇用形態によって異なる取扱いをしており、正社員は入社と同時に加入していたが、正社員以外は希望する従業員のみ加入していた旨回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 11 月までの期間において国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B社は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月頃から45年3月20日まで
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が被保険者期間となっていない。
職場の行事に参加したことなどを確かに覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、A社B工場に申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したが、申立人の保険料控除についての証言は得られなかった上、事業主は、当時の資料が無く不明としており、申立人の保険料控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間を含む昭和43年4月から45年2月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月20日から34年9月5日まで
年金記録によると、私のA社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、自分で請求するはずが無く、受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年9月5日の前後2年以内に資格喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たした申立人を含む18人の記録を調査したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち13人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち3人は、同社が脱退手当金の請求手続をし、同社から脱退手当金を受け取った旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、月数及び支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月18日から26年11月7日まで
② 昭和27年8月1日から28年6月1日まで
③ 昭和31年9月1日から33年3月27日まで

社会保険事務所（当時）からの平成21年8月19日付け、「被保険者記録照会回答票」を見て、申立期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無く、親族に確認しても受給していないとのことであった。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和34年1月28日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済33.11.17」の記載がされている。

また、申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年3月27日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす11人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む11人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち10人が資格喪失日から10か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主によ

る代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無く、親族に確認しても受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8492

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた申立期間の給与支給明細書に記載されている給与支給額は、オンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と相違している。
調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書により、申立人に対してオンライン記録の標準報酬月額とは相違する給与額が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与支給明細書により、申立期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 8 月までの給与から 17 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までの給与から 10 万 4,000 円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A 社が加入していた B 健康保険組合の記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 17 年 4 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までは 10 万 4,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月10日から26年10月頃まで
② 昭和26年11月頃から27年8月頃まで
③ 昭和27年9月頃から28年2月頃まで

申立期間①について、年金事務所において、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和21年10月3日から22年8月10日までの期間の年金記録が見付かった。しかし、私は、26年10月頃まで、同社に勤務していたはずである。

申立期間②について、B区にあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間③について、D区にあったE社に結婚前まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和22年8月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主を特定できない上、当時の同僚は既に死亡しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が昭和22年8月10日に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致してい

る上、申立人が当該期間において同社に勤務していたと記憶する同僚も、同日に同資格を喪失している。

申立期間②について、申立人が記憶するC社の所在地が、同社に係る履歴事項全部証明書の記載内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、オンライン記録において、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似名称の厚生年金保険の適用事業所も見当たらない。

また、当時の事業主が不明であるため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②においては自身の妹と一緒に勤務していたとしているが、その妹についても、当該期間においては厚生年金保険の被保険者となっていないことがオンライン記録により確認できる。

申立期間③について、オンライン記録において、E社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似名称の厚生年金保険の適用事業所も見当たらない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しているものの、当該事業主及び同僚を特定することができず、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。